第43回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時:令和5年7月31日(月)午後2時~

Ⅱ 場所:ウィメンズパル 多目的ホール

Ⅲ 出席者

1 【出席委員 20 人】

石井委員、二宮委員、阿部委員、岩城委員、小野田委員、加藤委員、黒沢委員、小林委員、 佐藤委員、鈴木委員、髙橋委員、田中(麻)委員、坪井委員、中山委員、二葉委員、 町田委員、三尾委員、小尾委員、田中(香)委員、林委員

2【欠席委員5人】

上田委員、江良委員、遠藤委員、津村委員、宮嶋委員

3【事務局】

子育て支援部長、児童相談所開設準備担当部長、子育て政策課長、子ども・子育て計画担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、子ども家庭支援課長、

児童相談所開設準備室長、児童相談所運営準備担当課長、一時保護所運営準備担当課長、 子育て支援部副参事(法規担当)、青戸保健センター所長、指導室長、学校教育支援担当課長、 放課後支援課長、他担当職員

Ⅳ 次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 令和5年度葛飾区の現況について
 - ① 令和5年度葛飾区の現況【資料1】
 - (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定等について
 - ① 子ども・子育て支援事業計画の策定等について【資料2】
 - (3) その他
 - ① 葛飾区児童相談所の開設について【資料3】
 - ② (仮称) 葛飾区子どもの権利条例に関する今後の取組について【資料4】
- 3 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議(第43回)次第

資料1 令和5年度葛飾区の現況

資料2 子ども・子育て支援事業計画の策定等について

資料3 葛飾区児童相談所の開設について

資料4 (仮称) 葛飾区子どもの権利条例に関する今後の取組について

参考資料 葛飾区子ども・若者計画

VI 議事要旨

1 開会

会長

o区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

- o 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。
- o 事務局職員が新たに配属されたため、職員の紹介。

2 議事

(1)令和5年度葛飾区の現況について

会長

o議事(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料1「令和5年度葛飾区の現況」概要)

- o 1ページは、保育所等における葛飾区の現況です。乳幼児人口は、令和5年度時点で19,161人となっており、令和4年度と比較すると566人の減となっています。また、資料に記載はありませんが、令和5年4月1日時点での区全体の人口は、平成31年度と比較して2,186人増加し、465,285人となっている一方で、乳幼児人口は平成30年2月1日時点での22,284人をピークに減少が続いています。乳幼児人口に対する在園児の割合は、平成31年度は50.7%、以降、令和5年度の58.2%まで、毎年増加しています。このことから、乳幼児人口が減少し続けている反面、保育施設利用に対する需要は高まり続けていることがうかがえます。一歳児等受入事業は、令和5年度4月入園児募集において入所保留になった1歳児等を対象として、一時保育スペースなどを活用して1年間受入れをするもので、今年度事業を実施した施設数が23施設、利用数は19人となりました。国の基準に基づいた待機児童数については、令和3年度より0人を継続しています。
- o3ページは、学童保育クラブにおける葛飾区の現況です。学童保育クラブの施設数は、この5年間で計5か所の増加となっています。引き続き、計画的に小学校内や学校近隣の適切な場所に整備を進めてまいります。待機児童数については、令和3年度以降増加しており、令和5年度は386人の待機が生じています。学年別に見ると、3年生、4年生での待機が特に多い状況です。

会長

o事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

委員

o 学童保育クラブについて質問です。待機児童がかなりいるということで、今後も増加が見込まれると思いますが、具体的に今どのような対策をされていますか。また、今いる児童の状況、環境についても、あまりいいことを聞きません。例えばお手洗いが男女共用だったり、大人と共用だったり。あとは狭いスペースにぎゅうぎゅう詰めにされているとか、のびのび過ごせる状況ではあまりないということも聞くので、そういう状況に関しての認識と対策などお聞かせください。

事務局

- o 学童保育クラブの待機児童数についてのご質問にお答えいたします。まず、現在待機児童が増えているのが、再開発でマンションが多く立って、人口の流入が見込まれているJR線沿線の地域です。具体的に言うと金町、新小岩、亀有といった地域になります。
- o 具体的な対策としては、今まで学校の整備に合わせて学校内に学童を整備してきましたが、これに加えて近隣の適切な地域に学童を設置するということで、今年に入ってから1箇所、金町地域に学校外学童の設置を進めています。また、新小岩地域でも、例えば余裕のある空き教室や、旧学校などの活用について検討を進めているところです。具体的には、法人に学童保育として補助金を出して設置して、補助金を出して運営をしていくという方策では、ちょっと限界がきているのかなと考えているところです。そうではない新しい手法について、現在検討を進めています。
- ○環境について、ぎゅうぎゅう詰めなのではないかというご心配がありました。こちらにつきましては、国の面積基準として、1人あたり1.65 平米という決まりがございます。また、人員についても、法人に対して補助金などを出す際の決まりとして、こういった研修を受けた人間が何人ということで、決まっています。そういった点を守った形で運営していただいていると思っております。できるだけ待機児が出ないようにというところで区としてはお願いをしているので、確かに一時的に若干、法人として受けているという実情があるかもしれませんが、通常はそういった形で、法に定められたものを守って運営しているところです。

会長

o 補助金ではない運営の方法というのが、よくわからなかったのですが。

事務局

o 今は区として民間に対する補助金を出すというような形ですけれども、例えば委託であるとか、 そういった新しい手法を、今後、法人や学校とそれぞれ打ち合わせをして考えていかなければい けないというところです。

会長

o ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。

委員

- o 学童の待機児童の話で、実際にちょこちょこ話している児童館の館長さんがいます。これ以上受け入れることができないということで、夏休みに追加で受け入れをしていないそうです。ぎゅうぎゅうなので今度は乳幼児の行き場がなく、朝からずっと乳幼児の遊ぶ時間がなかったり、児童館でも人が全く足りなかったりする状況もあるそうです。それで、近くの地区センターの一室を借りて乳幼児の時間をちょっと作って、できることを頑張ってやっているみたいですが、待機児童を解消するためにいろいろぎゅうぎゅう詰めにして、その分どこかにしわ寄せがいくのもちょっと違うのかなと思います。
- ○保育園と同様、これもずっと続く話ではないじゃないですか。なので、新しい施設をどんどん作って使わなくなるとかじゃなくて、ある施設をもっと有効活用して、その分人にお金をかけてどうにかできないのかとか、そういった手法を考えていただきたいなと思います。空き教室とか、他のそれこそ地区センターなども待機児童用に確保して、施設ができるまで一時的にどうにかしようとか、やり方はいろいろあると思うので、あらゆる手法を使ってどうにか乗り切っていけるように、いろんな方の意見を聞いたうえでやっていただけるといいなあと思います。

会長

o ありがとうございます。地区センターの話が出てきたのと、夏休みに学童でいっぱいになっちゃって、拠点事業の小さい親子が行き場所がなくなっているのではないかということでしたが、その点についていかがでしょうか。

事務局

- o 学童の待機児童の問題が出ていることと、夏休み、おうちにずっといるというのもなかなか大変なので、夏季一時学童も含めて、公立の学童でも受け入れをなんとかできないかと、職員含めて対応しているところです。そういった中で一部、通常であれば午前中、乳幼児の方に開放している部屋について、ご理解をいただきながら学童のためにご協力いただいている施設もいくつかあるところです。
- o 今お話があった地区センターの事例は西亀有かと思いますが、西亀有は近くに集い交流館なども ございます。お母さん方の要望として、9月まで全く会えないというよりは、先生に会うと安心す るし、お母さん同士も会うとすごく嬉しいのでというような声もいただき、たまたま近くにそう いう施設があるということも相まって、センター長と協議をした結果、場所が空いているという ことで、毎日ではありませんが、今年度については週に 1回金曜日に、お母さん方、お子さん方 の事業を試験的にやらせていただいています。
- o あらゆる手法を使ってというところでは、学校も協力しながら、どんな取り組みができるかというところで今検討をしているので、困っているお母さんの声や、お子さんの声なんかもこういった場でいただきながら、今後考えていきたいと思います。

- ○学童を平成17年から2施設やっています。放課後支援課長が今年から新しく変わり、今一生懸命やってくださっていますけれども、ここ何年かの計画性があまりなく進められてきて、毎年毎年その年に対処してきたツケが今回ってきているのかなあと正直思います。
- o 先ほど子どもの環境の話がありましたが、資料の入会者数の推移のところに、私は学童の定員を載せてほしいと思っています。もちろん定員について 1.65 平米の基準を下回らないようにしているところがほとんどですけれども、待機児を解消するためになるべく見ていくというところで、働く職員の環境がまず整っていません。
- oトイレが大人と子どもで共用という話がありました。それもそうですし、あとは職員の更衣室がありません。放課後支援課長が今なんとかしようとしてくれていますが、こういった環境の中、倉庫で着替えているのが現状です。定員によって人員配置が決まっていますが、うちの女性職員が先日結婚しました。「この先育休、産休取れるのかな。」と、不安の中で働いています。先ほど夏休みの学校のお話もありましたが、空き教室を借りてやっているところもあります。でも、学童は朝8時から18時までやっているのに、空き教室を使えるのは9時半から16時半までだと学校に言われます。じゃあその間、朝と夕方はどうするのか。そういった調整も、学童自身で学校としてくださいというのが現状です。

- o子どもたちの命を預かるのは保育園も学童も一緒です。我々も子どもは見たいですけれども、ただ単に詰め込めばいいわけではなくて、やっぱり命をお預かりするので、きちんとした体制で迎えたいです。子どもたちにとって学童は大切なものだと思っています。保育園の時間が長くなるにつれ、保育園の待機児はなくなってきましたけれども、保育園に入っている点数の高い子たちが小学校に上がった時に、突然保護者の方のお仕事がなくなるわけではなくて、同じようにやはり預からなければならない。延長保育をやっているのもほとんど民間です。なので、民間には人が集中します。定員や人の問題がありますが、夏休みも、本当はもっと預かりたいです。4年生、5年生、6年生だってもちろん、1日家にいさせるのは不安だという気持ちはよくわかります。ただ、長期的にみると子どもは減っていく中で、当然、需要的に言うと頭打ちの時期が来るのはわかっています。
- ○運営に関するお金の問題もあります。先ほど補助金の話がありましたが、うちは補助金で毎年やっています。保育園とは違う精算方法で、私の法人は保育園がメインなので、保育園からお金を貸し付けて、それを年度内に回収しなければいけません。でも、補助金だから年度内にお金が入ってこないという問題が毎年のように起こっています。これは放課後支援課さんがどうこうできる問題でもなくて、学童自体の積み立ても今できないです。なので、4月に入ると補助金ゼロから始まります。今、補助金はだいぶ早く年間の決まった額を振り込んでいただけるようになりましたが、ついこの間までは、4月のお給料をどうするのか、職員に払えるのか、どうやって運営するのかという状況が続いていました。
- o 先ほどの学校外の話や、更衣室の問題も今考えてくれていますが、放課後支援課の力だけではなくて、もっと大きな問題として小学校の子どもたちのことを考えていかないと、とても対応できる話じゃないのかなあと思います。放課後支援課は教育委員会の管轄になるので、子育て支援部とどう関わっていくか。今待機児が解消できればいいやではなくて、今、もっと大きな力で全体を動かさないといけないと思います。いろいろと問題はある中で、学童の職員は精一杯やっています。
- o区内では、夏季一時、わくチャレ、放課後にボランティアの人が見てくれる事業をやっているところもあれば、やっていないところもあります。学童で放課後に学校の校庭を使える学校もあれば、使えない学校もあります。先日わくチャレとの会議で、同じ葛飾区に住む子どもが、住んでいる場所によって受けられるサービスが違っていいんですかという話をしましたが、その学校の中の施設を使うには、教育委員会というよりも校長の権限、校長の考えが強いということで、それはそういうものなんですというお話でした。校長の考えによって使える使えないがあるのは、私はおかしいと思います。そのあたりも含めて、葛飾区に住んでいる子どもが、どこの地域にいようが同じサービスを受けられるのは当然だと思います。
- o保育園の待機児は落ち着いていますが、これからはより中身が重要になってきます。学童の待機 児も今、テレビ報道等で問題になっていますけれども、実はもっと前から問題になっていたとこ ろを、その場その場で凌いできたのが現状です。全体の問題として小学生の、特に低学年を含め た行き場についても、今後議論していければなと思っております。

会長

o ありがとうございます。今、委員がおっしゃっていた4月に給料が払えないかもしれないという のは、今でも続いているんですか。

委員

- o これまでは半期分でしたが、今は年間の基本分が4月の中頃くらいに入るようになったので、大 丈夫にはなっています。
- o 4月1日付けだと本当に補助金がなくて、うちは保育園ですけど保育園からの借り入れが前提になっています。だからその仕組みもどうなのかと。保育園の社会福祉法人会計上、年度を越えての貸し借りができないので、そうすると年度末に返すお金をどうするのっていう問題があります。 きちんと会計をやりたいですが、今の状態だとできていません。

会長

o ありがとうございます。重要な話がいくつかありましたが、学校との連絡調整というのは単体では絶対に無理なので、そのあたりのところについて。それから、面積基準 1.65 とのことでしたが、保育園が 1.98 だから、保育園の幼児よりも狭い環境で、動きは激しいというのは、なかなか難し

い話になると思うので、そのあたりについてまとめてお答えください。

o 待機児はよく見ると3年生、4年生が多いということで、4年生の場合はそうでもないかもしれませんが、3年生なんかは特に学童保育が必要なのかなと思います。全体を総括した形で、事務局からご回答をお願いいたします。

事務局

o 今お話にありました通り、長期的な視点でこういう風に動かしていくという視点がなかったという部分に関しては、今年度から区長も非常に重要に考えております。先ほど少し触れたように、この秋に次年度の政策というか、そういう形のものを決めていく場があります。そこに向けて、今後何年間かはまだ決めておりませんが、こういう形で、現状はこうで、モデル実施はこうで、最終的にはこうして行くということについて検討しています。東京都の提案型補助という新しい仕組みも出てきましたので、そうしたところも含めながら動かしていくということで、検討している最中でございます。

会長

○まず来年の4月1日にきちんとお金が使えるようにするとか、今年の終わりの春休み休業の際に新しく入ってくる子もいるでしょうし、来年の夏休みじゃ遅いので、各学童がやりやすくなるようにそのあたりも年度途中でご検討いただけるといいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局

- o来年の4月1日に待機児がいないように動けという命を受けておりますので、その方向性でまず は実施してまいりたいと検討しております。
- o 学校の校長先生に応じてという部分のお答えですが、今、区として委託を行うということは、仕 様書に基づいて区が責任を負うというところを学校の皆さん、先生方にご理解いただける部分も あるのかなと考えています。
- ○昔、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業のようなものを行った際に、中学校の先生方にご理解をいただけたということがあります。法人への補助金という部分になると民民なものですから、そこは学校との話し合いの中で行ってきたという経緯がございますが、区で委託を一部入れていくということは、その区の責任において実施する部分として、例えば先ほどの鍵掛けみたいな部分ですね、その辺は区が委託事業者に行ってもらうことができますよといった説明をして、学童保育を開くときのように教室を全面改修するという必要はない部分がありますよと。委託でこういうやり方をしますよといったときに、校長先生方との話し合いというのもまたちょっと違った局面を迎えることができるのではないかなと思っておりますので、今後検討してまいります。

会長

o 先ほどの委員の話が事実だとすると、校長によっていいよとか悪いよとなるのは本当によくない ことだと思いますので、そこの事実ベースがどこにあるのかは把握されたほうが良いのではない でしょうか。

事務局

o 学校の実態については把握しておりますので、校長会副校長会を通して、学校全体にご理解いた だけるようお話を進めたいと考えております。

- ○我々も別に、放課後支援課含めて区と喧嘩をしたいわけではなくて、一緒にやっていきたいです。この何年かは我々がいろいろ言っても、検討しますでずっと終わっていたので、待機児含めて注目されると動いてくれるというわけではないですが、今、ようやく本腰を入れてきてくれているのかなと思っています。繰り返しになりますが、我々は子どもをただ単に預かるのではなくて、その間の命も預かっています。働く職員がモチベーションだけで仕事ができるわけでもないので、きちんと環境を整えてあげたい。今、保育所は都を含めて働く環境が充実してきています。
- o学童も同じ13事業の中にきちんと入っているわけですから、学童、小学校になったら切り離すのではなくて、保育園の延長として学童がある、それくらい必要な方がいる、子どもにとっても学童があったほうがいい子もいます。なので、その場所をこちらも提供したいということと、そこで働く職員の処遇改善について、これからもいろんなお話をさせていただきながら、よくなるようにしていけたらと思っております。

会長

o ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

委員

- o学童の件は、ものすごく地域差があると感じています。我々青少年委員は、73 名各地域に配置されております。そこで情報交換をしていると、例えば立石、青戸のあたりでは、学童に対して逼迫して困っているという声はあまり上がってきません。一方で、先ほどおっしゃったとおり常磐線沿線などはもう、何とかしてくれと悲痛な声がいっぱい届いています。
- o 私が運営協議会で出ている児童館は、校内学童ができたことによって、在籍人員が半分以下になりました。ものすごく少ない人数になって広々としたところで、ゆったりとした学童を行っているそうです。その代わり、今までは一番近い学校の子たちがこぞってみんなで並んで来る状況でしたが、一学年1人ずつ違う学校から来る。空いているところを求めて来たんだと思いますが、歩いて何十分、あるいはバスに乗って来るような状況で、そういった子たち一人一人を見ていくのは、今までとまた違うご苦労があるそうです。来るつもりが何十分経っても来ない、迷子になっててたどり着かなかったとか、そういったことも実際に起こっているようなので、やはり小学生が行ける範囲の中で、手当してあげなきゃなと思います。
- oこの数年乗り切れば大丈夫だというのに、建物を建てるのはあり得ないでしょうし、どうしたらいいんだろうと思います。数字を見ても、同じ1が、本当に学童に預けないと生活困るんですっていう1と、ちょっとこの数時間だけ頑張れればという1が同じ1なんですよね。なので、そこはきちんとヒアリングをして、例えば夏休みだけでも頑張れればというご家庭と、フルタイムでしっかり見ていただきたいというご家庭を分けて考えられれば、わくチャレなり、今はサマーチャレンジをやっている学校も数校あるので、そういうところで対応できる児童と、学童でしっかり見てもらう児童を分けられるともっといいのかなという気がしました。

事務局

- o 学童の問題は非常に今注目されており、ある意味保育所で何年か前にあった話や課題に近い、根っこの部分なのかなと思っています。本当はこれまでもずっとやってきているんですが、区では、今年度に入ってから待機児が 386 人と一気に増えている状況も鑑みて、区長をはじめ区長部局、教育委員会等と連携して、何かしら対策を打たなければならないだろうということで、鋭意努めてまいりました。それが先ほど申し上げた金町、新小岩での検討です。また、公立学童では西亀有、亀有地域を中心に、乳幼児の方に我慢していただいているところもあるんですが、なんとか緊急対策を打ってきたところです。
- o 今後も子どもたちの保育環境を壊さずに、必要な保育を供給していけるような方策を考えてまいります。合わせて民間、私立に関しては、抜本的な仕組み、長期的な視点をもって体制等も考えていかなければならないところです。学童の待機児は年によって出る場所が違うこともあり、なかなか緻密な計画を立てられないところではございますが、今、本当に急増してしまったということで、区でも何年かのスパンをもって、区長部局、教育委員会、全庁をもって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- o学童保育クラブの現状について。3年生までは、やはり学童に通っていたほうがいいなというのは実際やっていて思っているところですが、スペースがどうしてもありません。面積基準は1.65ですけれども、そこには廊下も入っています。もしかしたら、事務所のスペースも入っている面積で認可されているかもしれません。もう一度、各学童できちんとその面積は確認した方がいいと私は思っています。公立から民間に移った時に、その部分があやふやなまま引き受けていますので、それまで50人だった定員が、民間になるとなぜ60人になるのかというのが素朴な疑問です。面積がどこか違っているのではないかとも考えています。
- oもう一つ忘れてはいけないのが、この中に発達支援が必要なお子さんが、定員の 1 割以上はいるということです。あくまでも補助金としては加算がありますが、それで人が雇えるかというと、なかなか雇えない現状です。学校は特別支援学級や通級があるため、特別にその子たちのフォローができますけれども、学校で手厚くされていても、学童に戻ってきたら一緒くたです。落ち着きたい場所もなければ、少しクールダウンして話をしようにもできないのが現状です。うちの法人では定員の 20%入れていましたが、そのうちの 1 割は支援が必要なお子さんです。人はどうし

ても雇えないので、あとは職員の工夫です。しかし、スペースがあればどれだけいいかと何度も 思いました。

- ○また、職員の処遇があまりにも悪すぎます。大人のトイレを子どもが使っているのではなくて、子どものトイレを大人が使っている現状です。それから、基本的な着替えをするところがありません。うちの職員は更衣室がないので、車いすのトイレの中に更衣室があります。トイレの中に洗濯機が入っています。そしてそのトイレは男女共用で使っています。そういう中で職員を募集するときに、やはり、恥ずかしくて言えないんですね。そこを職員の理解で、仕方ないよね、なんとか工夫してやろうねって、気持ちのいい人たちが、ほかの学童もそういう職員がいっぱいいて、あまりこれまで大きな問題として、課題として上がってこなかったのだろうと思っています。しかし、セクハラとか、そういったことがすぐメディアに載るようになりましたので、そこはそう誤解されないような状況になっていないとまずいのではないかなと思っていて、学童としてはそこの改善も区に要望したいと考えているところです。
- o どちらにせよ、子どもにとってどうしたいかというのは、一緒になって考えることが必要です。 わくチャレという制度もありますので、そこがもう少し、夏休みの時お休みになるのではなくて、 どうにか夏もいいよっていうような形になると、学童もわくチャレもサマースクールも、それか ら憩い交流館とか児童館の子どもたちも少し分散されて、なんとなく流れが変わるのではないか。 やってみないとわかりませんが、やってみてダメだったら考え直せばいいので、やることは大事 かなと思っています。まずは教育委員会にももう少し、学校の校長先生方にも、少し学童の状況 を理解していただくところから、新しい施策が見えてくるのかなというような気がします。

会長

o ありがとうございました。職員の更衣室について問題が出ておりますが、いかがでしょうか。

事務局

- o そのようなお話をお聞きして早速見に行かせていただいて、状況としては確認をしています。確かに、子どものための面積を多くしすぎて、圧迫された状態になってしまっている形かと考えております。ただ、設置をした当時の話で考えますと、区としては学校の中に学童を整備する際に、学校の施設の担当課と、整備の図面などを法人の皆さんとやり取りしながらやってきているはずなので、その時点で職員の福利厚生的な部分が抜けてしまったのではないかと推測をしております。更衣室が足りないことについては聞いておりまして、今年工事に入っているところに関しては、そういったものを作るよう、法人さんと調整をしています。
- o すでにそのような形になってしまっているところについては、学校と調整を取りながら、先ほど ご説明した別の委託などの模索の際に、空き教室の使い方というところでまたお話をさせていた だいて、解決をしていきたいなという風に考えております。

委員

- o ずいぶん昔になりますが、学童を作る際に図面を拝見しました。その時に要望は出しましたが、 子どもの方が優先だということで、その部分は認められなかったということを覚えております。
- o空き教室を使うというところですが、そもそも学童の待機児がいるところは空き教室がないのではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

事務局

o ここは先ほどの話と関わってきますが、学童保育を設置する際には、要件に合わせて、また、国の基準に合わせて工事を入れなければいけません。一定の工事を入れたうえで、ある程度閉鎖した空間で定めに則ってやっていかなければいけないのですが、今、東京都で新しい提案型という形で出てきているものを見ると、例えば教室なんかをそのまま使う場合に、私物の管理をどういう風にしていくのか。例えば新しいロッカーを作るとか、シャッター付きの廊下みたいなものを検討するなど。また、今青戸で試しているところでは、算数教室などの、普通の教室の私物がない場所をそのままほかのやり方で使っています。そういう場合では、先生のご理解も得られやすいのかなというのも経験上わかってきたので、そのような方法で学校とひとつひとつ交渉しながら、法人がやっているところは、法人が学童をやっているところに、同時に、同じ法人にできれば委託をお願いしていくとか、どうしてもだめであれば他の事業者さんと交渉していくといったような方策ができるかということで、今あちこちと打ち合わせを進めているところです。

(2)子ども・子育て支援事業計画の策定等について

会長

o議事(2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料2「子ども・子育て支援事業計画の策定等について」概要)

- ○現行の「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、平成30年度に利用希望把握調査を実施し、令和元年度に子ども・子育て会議にて意見を伺いながら計画の策定を行いました。子ども・若者及び子育て家庭の様々な課題に対応した切れ目のない支援を総合的に行うため、次期計画の策定にあたっては、令和6年度にともに終期を迎える「葛飾区子ども・若者計画」との一体的な策定を検討しています。
- ○現行の子ども・子育て支援事業計画と子ども・若者計画では、定めている基本方針(目標)や計画事業がそれぞれ異なりますが、これらをひとつにまとめ、計画体系を一体化した総合計画とすることにより、子ども・若者等支援施策の全体像が把握しやすくなると考えております。また、それぞれの計画に位置付けられている計画事業の重複が多いため、重複部分を一体化することにより、総合計画における計画事業の位置付けを明確にします。なお、令和5年3月に閣議決定された「計画策定等における地方分権改革の推進について」では、地方公共団体は計画体系の最適化を行うことができることについて原則としております。これにより、関連する既存計画の統合を行うことで、効果的・効率的な計画策定や進捗管理を行えるようになります。二つの計画を一体化し、総合計画として策定することで、妊娠期から若者に至るまでの子ども・若者等の多岐にわたる課題に対して、切れ目のない支援を推進してまいります。
- ○現行の「子ども・子育て支援事業計画」及び「子ども・若者計画」の計画の基本的な考え方及び 方向性を踏まえ、子ども・若者等に向けた政策・施策を一体的・総合的に推進するための「基本 理念」や「基本目標」等を新たに設定し、実施する計画事業を総合計画に体系的に位置付けてい きます。なお、計画事業の位置付けにあたっては、現行の「子ども・子育て支援事業計画」及び 「子ども・若者計画」に位置付けている計画事業を現状に合わせて見直すとともに、今日的な課 題に対応した計画事業を新たに位置付けます。
- ○国から示される手引きの内容を踏まえて、教育・保育等のニーズを把握するためにアンケート調査を行い、「教育・保育の量の見込み及び確保方策」と「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」を定めます。また、区内の子ども・若者世代の生活環境を把握するためにアンケート調査を行い、計画策定にあたっての基礎資料としていきます。前回のアンケート調査の対象は、「5歳以下の未就学児の保護者」「幼稚園に通う児童の保護者」及び「学童保育クラブに通う児童の保護者」の3種類でした。今回のアンケート調査については、現時点で国や東京都から指針等が示されていないため、発出次第、適宜情報提供させていただきます。
- o子ども・子育て会議につきましては、令和5年度の予定のみ記載しておりますが、次期計画策定 に伴い、令和6年度は概ね4から5回程度の子ども・子育て会議の開催を予定しております。

会長

o ちなみに、今までこの子ども・若者計画はどういう会議体で検討していたんですか。

事務局

o 子ども・若者計画は、子ども・若者支援地域協議会という別の会議体で検討し、策定しています。

会長

oその会議体がもうなくなるということでしょうか。

事務局

oいえ、そちらの会議体自体がなくなる予定はございませんので、両方で検討を進めてまいりたい と考えております。

委員

o子ども・子育て会議でこの内容をこうしていきましょうという検討をして、もう一つ、子ども・ 若者計画の会議体でも同じようなことをするようですが、どこで突き合わせをするのでしょうか。 東致足

oそれぞれの会議体で検討していくことにはなりますが、例えば共通の目標など、同じような部分

を検討することもありますので、そこについてはそれぞれご意見をいただいたうえで進めていきたいと考えております。中には別々の意見が出てくる可能性もありますが、場合によっては会長さんとも少しお話をさせていただきながら、丁寧に、両方の意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

会長

o決定はどこでするのかという話かと思います。

委員

oこっちでもそっちでも検討してなので、ここの良いところとここの良いところを一緒にしましょうとなった時に、会議体が別々にあるのにどうするのかという部分で。承認はどっちの会議でもするのかとか、どうやってここが交わっていくのかなという疑問でした。

会長

o 例えば新宿区は、前回から総合型のプランになっています。次世代育成支援協議会というところで決めていますが、そこは一本化したので一本化のアンケートがあって、回収して決めるということができているんだと思います。次世代育成支援協議会と子ども・子育て会議は別で存在していますが、新宿区は別で決めているのかなと。横浜市は青少年部会と教育・保育部会というのがあって、そこで検討していますが、親会議が存在するので、親会議の子ども・子育て会議で最後に決を採ります。なので、どちらのパターンもあるのかなと思いました。

事務局

oまず、量の見込みと確保方策については、子ども・子育て支援法で決められているので、子ども・子育て会議で意見を伺ったうえで決めていくという形になるかと思います。それ以外の部分、例えば計画事業を一本化するとか、そういったところについては次世代支援の視点とか、子ども・若者支援の視点とか、別々のところもあれば重なる部分のところもあります。別々のところについてはそれぞれ意見をいただきながら、重なる部分についてはそれぞれの意見を聞いたうえで、丁寧に調整させていただきながら、どちらかに決めていくことになるかと考えております。

会長

- o 項目ごとに、優先する部分が双方に分けられるというような説明かと思います。
- o 僕はスケジュール感がちょっと遅めかなと思ったのですが、素案が作成されてパブコメをやって その後令和7年3月ギリギリに策定というスケジュールで大丈夫なのか見通しを教えてください。

事務局

o基本的には5年前の計画策定時を踏襲するような形でスケジュールを立てています。今回少し走り出しが遅くなったのは、5年前では既に国から次期計画の量の見込みと確保方策の手引きが示されていたものの、今年度は未だに示されておらず、なかなか身動きができない状況があったためです。国の動向を見極めながらギリギリまで待とうということでの判断でしたが、こちらの策定にあたっては事業者の支援を受けてやっていく予定で、事業者との契約も近々にしなければいけない関係もあるので、少しタイトなスケジュールになっておりますが、国の動向を見ながら進めていきたいと考えております。

会長

- o ちなみに、横浜市と新宿区はもう項目の策定をしていて、今日横浜市はアンケート項目が決まって、新宿区は来月1か月かけて項目を検討するという状況なので、ちょっと遅めかなと思います。
- oアンケート調査票の郵送配付が12月となっておりますが、どこの段階でどう検討していくのかについて教えていただきたいなと思います。横浜市の会議で、初めて青少年に向けた聞き取りアンケートの質問票を作りましたがそれが結構グダグダで、こんなことなんで聞くんだろうみたいな項目、つまり施策に反映しづらいような、「横浜市で生活していて幸福ですか」みたいなそういう本当に意味があるのかなみたいな質問があって、そういうのが部会とかで意見が出ていました。設問については一回皆さんにフィルターを通してもらってもいいのかなと思うんですが、そのタイミングが10月のどこになるのか教えてください。

事務局

o アンケートの案については、10 月の子ども・子育て会議で一旦お示しできるよう、調整を進めて まいりたいと考えております。

(3) ①葛飾区児童相談所の開設について

会長

o議事(3)①について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料3「葛飾区児童相談所の開設について」)

- o 葛飾区児童相談所の趣旨等について説明。
- o 令和5年10月1日の開設までは東京都足立児童相談所が管轄していますが、開設以降は、葛飾区 の区域を本区の児童相談所が管轄します。場所は、区役所と葛飾警察署の中間あたりに位置して おり、区役所からは徒歩10分ほどです。
- o児童相談所と連携して、子どもたちの支援をこれまで実施していただいている関係機関の方などを対象に、施設の内覧会を9月の16日、17日、19日に実施する予定です。現在、事前説明を順次行わせていただいておりまして、その案内文につきましては8月中旬以降を目途に、配付させていただく予定です。

会長

o内覧会説明等の関係機関の範囲はどれくらいなんですか。

事務局

- o 範囲としては、児童養護施設の皆さま、保育園、幼稚園の方、学童の方ということで、この会議 に参加していただいている方の団体さんについても、いくつか入っているところです。
- o人数としては、全員が来られるとは思っていませんが、今のところ 6,000 名くらいの方を対象に ということで考えております。幅広く児童の支援をいただいている皆さまにお声掛けしている一 方で、すべての区民の方にどうぞ来てくださいというような施設でもないと思いますので、公に 公募するということは考えておりません。

会長

oありがとうございます。今日いらっしゃる方たちは対象となるということでしょうか。

事務局

o児童支援以外の団体の方もいらっしゃいますので、すべての団体さんが対象という形にはなっていないところではございますが、もし参加して見たいという方がいらっしゃれば、是非見ていただいてと考えておりますので、そのあたりは事務局ともすり合わせをしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長

o たぶん皆さん、いよいよかと楽しみにしていると思いますので、是非お計らいいただければと思います。

(3)②(仮称)葛飾区子どもの権利条例に関する今後の取組について

会長

o議事(3)②について、事務局より説明をお願いする。

事務局

○資料4「(仮称) 葛飾区子どもの権利条例に関する今後の取組について」説明。

会長

o事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

- o 実際に子どもの意見を聞いて何かを決める、そういう区政としての具体的な取り組みについて前回も意見させていただき、検討するということでご回答をいただきましたが、何かそういったものは決まったのでしょうか。
- oもう1点、今PTAの会長をやっていますが、今年から地域のイベントがかなり復活しています。 それで地域の方がものすごく張り切っているんですが、この4年間でPTAの保護者の方の雰囲気 はガラッと変わりました。以前から参加する子どもがだんだん減っていたイベントがあって、そ れを今年復活させることになりましたが、これまでの経緯を見ていると、今年は参加者少ないぞ

と思うので、「参加者少ないので、ちょっと今年難しいかもしれません」とかそういった意見を会議で言うと、「そこは情熱でどうにか集めて、このイベントを盛り上げてくれないと困る」みたいなスタンスで来られます。やってみないとわからない部分はありますが、難しい場合もあるので、そのあたりちょっと、汲み取っていただけたらなと。結局、強制で集めろという風に言われる部分があるんです。それって結局こういった権利を無視しているんじゃないかと。子どもが参加したくないのに、無理やり参加させられる。イベントがあるたびに子どもを集めろというのがちょっと、逆じゃないかなって。学校等で権利条例の話はどんどんやっていただきたいのですが、決定権を持った年齢が高い方々にもぜひ、周知をお願いしたいと思っています。高齢の方々がこういったことを知らないといけないと思いますので、ぜひ、お願いします。

事務局

- o子どもの意見を聞く取り組みの内容について。こちらについてはまだ検討を進めている最中で、 個別での事例はちょこちょこ耳に入ってくるものの、統一的な方針はまだ決まっておりませんの で、今後も検討を進めていかなければいけないと考えております。
- o条例の周知を年齢の高い方々へということについて。確かにおっしゃる通りなのかなという風に 思います。例えば学校への周知や、子どもとよく接する施設の職員向けの周知・啓発など、そう いったことは考えてきましたが、おっしゃる通りそういった方々への周知・啓発というのも必要 なのかなと、そういったことも今後検討していかなければならないと考えているところです。

委員

- oこの権利条例は非常によく書かれていて、こういう形であるのはいいとは思いますが、あまりに 権利ばかり主張されているというのが少し気になるところです。第三者の権利のところの最初に 一言、公共の福祉に反しない限りとか、そういう言葉を入れなければいけないのではないかと思 います。
- o公共的な社会の中でこの権利が守られるわけですから、保育士がある程度守られることで子どもが守られるという前提が書いてあることが、非常に大事なことだと思います。それがないと、例えば個人的な一人の親御さんが、権利条例の意味を勝手に取って、子どもの権利だからという形でいろんな問題を起こしてしまうという事例がこれから起こると思います。学校内でのいじめとかでも、お子さんへの対応の問題に対して、自分の子どもしか考えないような親御さんがいらっしゃるのも事実だと思います。ですから、その辺の歯止めをかけるような文章っていうのを何か作っておかないと、危ないのではないかなと。憲法25条だって、公共の福祉に反しない限りという形で、生活圏を守るためにあるはずですので、その辺の内容をこの文章の中にどこか1か所でいいから盛り込んでおいたほうがいいのではないかと思います。これ以上検討しないということであればそれもしょうがないですが、もし検討されるのであればそうしていかないと、行政はすごく仕事がやりにくくなる気がします。

事務局

o公共の福祉に反しない限りということについて、今いろいろとパブリックコメントの結果なども 来ている最中ですので、そういった検討事項の一つとして、今回のことについても条例に盛り込めるか検討させていただければと思います。

事務局

o少し補足をさせていただきます。現行の素案の第4条第2項にて、「子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。」という文章があります。前段では日本国憲法を前提としているところがありますが、こちらではほかの人への思いやりというところで、公共の福祉について噛み砕いて捉えているのかなという風に認識してございます。この部分を、書き方、表現方法を含めて、先ほど申しあげたとおり、これまでのパブリックコメントの意見等を踏まえて検討させていただければという風に考えております。

副会長

o前回私が申しあげたのは、権利という言葉だと、責任という言葉と裏打ちされたものという風に 捉えがちですが、基本的人権であるというところでの話だったと思います。当然基本的人権とい うのは誰もが守られなければいけないところですので、そうしたことをもう少しわかりやすく第 4条2項のところで書いていただいたものだと理解しております。ありがとうございました。

- o前回も少しお話しましたが、条例を作る際に大切にしてほしいことの一つとして、乳幼児の声を どういう風に拾いあげるかということがあります。とにかく大人の都合で動いている社会の中で、 そこに目を向けて聞こう、拾おうとしない権利条例はまずいのではないかと思います。どんな風 にこれを拾い上げるのかという方策があれば、パブリックコメント以外でどんなものがあるのか をお聞きしたいです。
- o乳幼児の時に、自分達に権利があるとは思っていないけれども、きちんと言いたいことは言える、 そして受け止められるような関係がないと、小・中・高、大人になって、いくら自分のこと言え といっても基本的にはできないと私は思います。乳幼児は喋れないから意見とか思いがないのか って言われますけど、実はそうじゃなくて、それを聞き取ってロードする大人がいない。こんな 風に思います。この辺の聞き取りをどんなふうに、「子ども」ってありますが、じゃあ乳幼児はど うするんだろうっていうあたりについて、もし何かあれば教えてください。

事務局

- ○乳幼児の意見をどう聞いていけばよいかということについて。そういった声を拾うために、職員 が直接乳幼児に聞くというのはなかなか難しいと思いますので、例えば幼稚園や保育園の職員を 通じてお話を聞かせていただくとか、そういった取り組みが一つあるのかなと思います。
- o 乳幼児の時から意見を言える環境を整えることで、後々小学生、中学生になったときにそういったことが生きてくるというのもその通りなのかなと思っております。その機会をどうやって作っていくかというのはこれからの検討課題にはなりますが、そういったことをしていかなければいけないということで、今後検討していきたいと考えております。

委員

o ありがとうございます。この権利条例はここで完成じゃなくて、これからずっと変わり続けていく、学んでどんどん変更されていくものでなければいけないのかなということも思いますが、改めてそういう機会、場を作っていただいて、広げていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いします。

6 閉会

会長

o 最後に、事務局より連絡事項があります。

事務局

o次回の子ども・子育て会議は10月30日(月)13時からを予定しています。詳細が決まり次第、 開催通知をもってご連絡させていただきます。

会長

本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。長時間のご協力ありがとうございました。